



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

電話：0563-53-0220 FAX：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

# あいさん事務所便り

家族で争いたくなければ、相続法の改正を知ろう！

## ◆相続法の改正の具体的な中身は3つ

家族のトラブル、相続の争いは増加の一途です。そんな中、40年ぶりに相続法が大改正されました。

相続法は何のために改正されたのでしょうか？ひと言でいえば、「家族が争わずに済むように」だと思います。

改正の具体的な中身を私流にまとめると、以下の3つが大切です。

①「遺言書きやすくしたから、みんな書いてね！」

②「あんまり遺留分イリュージョンって騒がないでね！」

③「母ちゃんは大事にしないとイケないよ！」

家族で争いたくなければ、相続法の改正を知るのが一番です。知らないとどんな骨肉の争いが起きることか……コワイコワイ。

## ◆「あんまり遺留分イリュージョンって騒がないでね！」～遺留分権利の制限

円満相続の答えの1つめ、遺言書の作成については、7月号の事務所報にまとめました。今回は、2つめの遺留分改正がテーマです。遺言に並ぶ大変大きな改正であり、実務に与える影響は一番強いと思います。

遺留分とは、ひと言でいえば、遺言でもなくせない相続人の権利です。現在は相続人の権利意識も強くなりました。だから、せっかく遺言書を作っても、遺留分イリュージョンと騒ぐ骨肉の争いが起きるのです。

たとえば、相続人が長男と二男のみで、父が4000万円の相続財産を残した場合を考えてみましょう。父が「全財産を長男に相続させる」という遺言を作っても、二男には法定相続分の半分の1000万円が遺留分として残ります。きちんと準備しておかないと、困ってしまう額です。

しかし、今回の遺留分の改正で、あまり遺留分イリュージョンと騒げなくなった部分があります。改正をしっかりと理解して相続対策をすれば、遺留分は怖くなくなったということです。その理由は2つあります

遺留分はコワイ①～「遺留分減殺請求」から「遺留分侵害額請求」へ

## ◆従来の「遺留分減殺請求」のコワさ

従来の相続法で認められていた「遺留分減殺請求」の権利が行使されると、贈与の目的物の所有権が取り戻されてしまいます。これを物権的効果といいます。その結果、相続財産の不動産や株式などが相続人間で共有状態になることがありました。

目的物が共有状態になると、さまざまな不都合が生じます。たとえば、不動産が共有状態であれば、通常、売却などの処分は困難になります。また、事業承継のために被相続人が後継者に店舗や工場などの事業資産を相続させても、「遺留分減殺請求」の結果、事業資産が共有状態となることで、事業の継続が困難になることも考えられます。

「遺留分減殺請求」により、自社株式の持分を遺留分権利者が共有することとなり、会社経営に対しても株主として権利行使をする

リスクが生じていました。

共有状態を解消するためには、遺留分権利者に多額の解決金を積まなくてはならないこともあり、物権的効果をもつ「遺留分減殺請求」はとても怖ろしかったのです。

#### ◆改正後の「遺留分侵害額請求」はお金の話

改正相続法は、この問題を解決するために、「遺留分減殺請求」を「遺留分侵害額請求」に改めました。これは、遺留分権利者が行使できるのは金銭の支払請求権だけになったということです。つまり、請求できるのは目的物の返還ではなく、あくまでお金だけになったのです。

そのため、相続財産の共有は問題とらなくなり、最初から金銭解決が図られるため、紛争が迅速に解決できるようになりました。

中小企業の事業承継の場面などにおいては、事業資産や自社株式の帰属が紛争の対象となることはなくなりました。会社経営の重要な資産が分散するリスクが軽減されることになり、事業承継は容易になりました。

#### 遺留分はコワくない②～相続人への贈与は「無制限」から「10年間」へ

#### ◆従来は相続人への贈与は無制限

従来の相続法では、相続人への贈与は、時間的には無制限に遺留分算定の基礎に加えられていました。つまり、理屈上、大昔にされた贈与でも遺留分にカウントされてしまいました。

そのため、中小企業の事業承継の場面で、早くから後継者を決め、自社株の贈与等を行っても、相続人の1人に対する贈与は、何十年前のものもすべて遺留分の基礎に算入されました。

何十年も前の贈与なんて、資料も残っておらず、当事者の記憶も定かではないことがほとんどです。しかし、従来の相続法では、大昔の贈与をめぐって遺留分が争われることで、紛争の解決が長引くことが多々ありました。

#### ◆改正後は10年間分のみ

改正相続法では、相続人に対する生前贈与について、10年より前に行われたものは原則とし

て遺留分の対象とはならないこととなりました。相続開始前10年間に行ったものに限定されたのです。

ただし、当事者双方が、相続財産が将来的に増加する可能性がないことを知って生前贈与をした場合などは、10年より前のものも遺留分に含まれることがあります。とはいえ、このことは遺留分権利者が証明しなければならないので、10年より前の請求をするハードルはかなり高くなりました。

改正には、遺留分に関する争いがいたずらに長期化することを防止する効果もあるといえます。また、改正後は、たとえば、父が長男に自社株を贈与したら、少なくとも10年間生存すればよいこととなります。そのため、できる限り早い段階での事業承継対策を取る必要が生じてきます。

なお、期間を10年に限る改正は、あくまで遺留分の算定に係るものですので、遺言書は必ず作っておかないといけません。遺言書を作っていないと、相続人への贈与は無制限に持ち戻されてしまいますのでご注意ください。

#### ～当事務所よりひと言～

来月12月、公益社団法人日本消費生活アドバイザー協会の会員を対象にして、改正相続法について研修の講師をして参ります。

40年ぶりの相続法の大改正ですので、改正にはさまざまな内容がありますが、①遺言書作成の簡易化、②遺留分権利の制限、③配偶者等の保護、という3つの視点で見ていくのが分かりやすいと考えています。

これらは、一般のご家庭の相続だけでなく、中小企業の事業承継にも大きな影響を与える改正です。

当事務所の弁護士は、中小企業診断士・CFP資格者ですので、円満相続のための遺言書の書き方、後継者争いが起きない事業承継の方法など、改正相続法に対応した遺言作成セミナーや事業承継セミナーも行うことができます。

皆さまにおいて興味関心がございましたら、ぜひお気軽にお申し付けください。